

市議会定例会提出議案（藤沢市青少年会館条例の一部改正）に同意すること
について

次のとおり藤沢市青少年会館条例の一部改正について市長から意見を求められた
ので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の
規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められた
ことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を
作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市青少年会館条例の一部改正について
藤沢市青少年会館条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市青少年会館条例の一部を改正する条例

藤沢市青少年会館条例(平成3年藤沢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までを次のように改める。

(休館日等)

第3条 青少年会館の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

(施設を使用できるもの)

第4条 青少年会館の施設を使用することができるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) この市の区域内に在住、在勤又は在学をする青少年及びそれらの者により構成される団体

(2) この市の区域内の青少年育成に携わる者及びそれらの者により構成される団体

2 教育委員会は、前項各号に掲げるものの使用に支障のない場合は、その他のものに青少年会館の施設を使用させることができる。

(使用の許可)

第5条 青少年会館の施設を使用しようとするものは、教育委員会に申請してその使用の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) その使用が営利活動を目的としていると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設を使用させることについて支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外の目的のために青少年会館の施設を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を使用許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、公用又は公益のため必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができないと認めたときは、この限りでない。

第10条中「この条例に定めるもののほか、」を削り、「教育委員会規則」を「教育委員会が規則」に改め、同条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(原状回復)

第10条 使用者は、使用を終えたとき又は次条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(指定管理者による管理)

第12条 青少年会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年会館の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 青少年会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 青少年会館において実施する青少年育成事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年会館の運営に関する事務のうち教育委員会のみの特権に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第7条関係)

名 称	施 設 名	使用料(1時間当たり)
藤沢青少年会館	体育室	200円
	第1談話室	100円
	第2談話室	100円
	第3談話室	100円
	和室	100円
	集会室	200円
	団体活動室	100円
・堂青少年会館	集会室	100円
	和室	100円
	談話室	200円

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第10条を第15条とし、第9条の次に5条を加える改正規定（第14条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行し、第7条から第9条まで及び別表の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条から第9条まで及び別表の規定は、これらの規定の施行の日以後の青少年会館の施設の使用に係る使用料について適用する。

提案理由

この条例を提出したのは、青少年会館の管理の業務を指定管理者に行わせるほか、青少年会館の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を新たに定める必要による。